

6・21 シンポジウム 「国立大学・高専の 賃金制度・労使関係を問う」 ―臨時賃下げ未払い賃金請求訴訟の 不当判決を越えて―

全大教加盟組合ほか、他団体、一般含め 74 人の参加がありました。2015 年 6 月 21 日（日）、東京・御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンターで開催。



このシンポジウムは、2012 年度から 2 年間の賃金臨時減額に対抗する全大教の未払い賃金請求裁判闘争（全国で 11 単組が原告団を組織し係争中）のうち、国立高専機構、福岡教育大学、京都大学の各事件で出された不当な内容の地方裁判所の論理を批判的に検討し、それを乗り越える闘いの課題を討議する目的で開催したものです。

非公務員となった国立大学法人等教職員の権利闘争、また大学・高専の運営の自主・自律を確立するたたかいとしての裁判闘争の意義、またそれを社会にアピールする重要性を再確認するシンポジウムとなりました。

開会集会

主催者あいさつ

全国大学高専教職員組合 中央執行委員長
中嶋 哲彦



多 数お集まり下さいましてありがとうございます。本日議論する課題の大きさ、あるいは皆さんがこれから取り組んでいくという意思の強さを表しているのだと思います。全大教では、11 の単組が訴訟を提起し、これまでに三つの判決が出されています。いずれも不当な判決であると思います。どの判決も不当なのですけれども、中身を見てみるとそれぞれ違いがあって、とりわけ京都大学の判決の論理は非常に問題があると思います。他の二つがそうではないという意味ではもちろんありません。その三つの判決を素材にしながら、また国立大学法人制度とはどういうものなのか。それが労働法上、あるいは私たちの労働上の権利に関わってどういう意味をもっているのかということについてもご報告を頂き、ディスカッションしたいと思います。

私たちがここで重要だと考えているのは、一つ、国立大学法人職員は国家公務員の法制ではなく、民間労働法制の下にあるということを確認することが重要だと思います。二つ目に、とは言うものの、独立行政法人および国立大学法人については、社会一般情勢への適合ということが法律上規定されていますから、法律上規定されているものを無視するわけにはいかないので、それを限定的に解釈していく必要がある。とりわけ、給与の国家公務員準拠が短絡的に結論づけられている点はやはり問題にしなければいけないということです。三番目に、国の要請あるいは国の予算配分の権限に基づいた給与カットは、大学自治、それから国立大学法人の自主的・自立的運営という国立大学法人制度の枠組みとどういうふうに対立するかということも、明らかにする必要があるだろうと思います。

いくつか議論の論点が出てくることと思います。とても短い時間ではありますけれども、その中で充実した議論ができればいいと思っています。（拍手）